

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県上尾市中分五丁目 2 1 1 番地 2
氏 名 株式会社環美
代表取締役 井出 次男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6 年 4 月 23 日

許可の有効年月日 令和 9 年 5 月 20 日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

混練固化：汚泥（塗料に限る。）、廃油（塗料に限る。）、廃プラスチック類（塗料に限る。）
以上 3 種類

【事業場②】

混練固化：汚泥（塗料に限る。）、廃油（塗料に限る。）、廃プラスチック類（塗料に限る。）
以上 3 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】埼玉県上尾市大字領家字山下 1 1 6 4 番 1、1 1 6 4 番 2 以上 2 筆
(面積 8 3 3. 0 4 m²)

【事業場②】埼玉県上尾市大字領家字山下 1 1 6 0 番 1、1 1 6 1 番 1、1 1 6 2 番 1 以上 3 筆
(面積 1, 6 3 3. 7 5 m²)

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成19年 5月21日	指令産指第107号	新規許可
平成23年 1月 5日	指令産廃第1391号	変更許可(処理能力の増大)
平成25年 5月20日	指令産廃第144号	変更許可(処理能力の増大、事業場の移転)
令和 4年 6月 1日	指令中環第270号	更新許可
令和 6年 4月23日	指令産廃第97-1号	変更許可(事業場②の追加)

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
混練固化施設	9.6 m ³ /日 (24時間)	汚泥(塗料に限る。)、廃油(塗料に限る。) 、廃プラスチック類(塗料に限る。) 以上3種類	平成25年 5月20日 — —

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
混練固化施設	9.6 m ³ /日 (24時間)	汚泥(塗料に限る。)、廃油(塗料に限る。) 、廃プラスチック類(塗料に限る。) 以上3種類	令和 6年 4月23日 — —
混練固化施設	9.6 m ³ /日 (24時間)	汚泥(塗料に限る。)、廃油(塗料に限る。) 、廃プラスチック類(塗料に限る。) 以上3種類	令和 6年 4月23日 — —

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥(塗料に限る。)、廃油(塗料に限る。) 、廃プラスチック類(塗料に限る。) 以上3種類	84.0 m ²	3.0m(屋内) (20L一斗缶×6,720個)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥(塗料に限る。)、廃油(塗料に限る。) 、廃プラスチック類(塗料に限る。) 以上3種類	156.0 m ²	2.5m(屋内) (20L一斗缶×13,200個)

(以下余白)